

平成29年度の事業報告書

平成29年 1月 1日から29年12月31日まで

特定非営利活動法人ユニバーサル・ケア

1 事業の成果

「成年後見に関する活動」においては、平成29年1月より同年度事業計画書記載のスケジュールに沿って以下の活動を開始した。29年5月に最高裁判所から発表された『成年後見関係事件の概況』によれば、平成28年において全国の申立件数は前年度に比べてむしろ減少しておりまた、特筆すべき点としては第三者後見人と家族・親族後見人の割合が72%：28%となったことが挙げられる。成年後見制度利用と当事者である「認知症高齢者」「知的・精神障がい者」などの総数が減少どころか増加している現状においては、極めて奇妙な現象であると判断している。

当法人が運営する成年後見常設相談所「市民後見センターきょうと」においては、京都市内外での講座、セミナー実施および『後見相談コールセンター』での無料相談等を行い、さらに当法人が作成するオリジナル冊子『もっと身近に！ 成年後見』の2017年改訂版を作成・配布する形で、京都市ならびに隣接市町の行政、医療・介護事業者等に対する直接の広報活動を行った結果、相談および紹介案件が着実に増加し、活動は一層充実したものとなった。

なお、市民からの相談内容が『成年後見制度』に留まることなく、『遺言』、『相続』、『葬儀』までに広がっている状況に対応するため、『終活セミナー』を開催し、幅広い市民のニーズに応えることとした。

無料電話で提供する『後見相談コールセンター』事業においては、京都市・府内の利用者が大幅に増加しており、このサービスは本年度以降も継続することとしている。

また、関係者の親族等から寄せられた寄付金を原資として、成年後見制度の利用が必要でありながら、申立て費用等の支出が困難な京都府内の住民を支援することを目的とする『オリーブ・プログラム』を開設し、利用サービスを開設した。

1) 実施した講座等

当法人は、成年後見制度の一層の普及を目指して、独自に構成した「成年後見講座」を開催し、また、京都府内外団体等からの要請に応じて各地で以下記載のとおり成年後見セミナー等を実施した。

◎成年後見制度の普及活動（主なもの）

・成年後見講座 3回 計6日

3月18日、4月1日（ハートピア京都）

7月22日、8月5日（ハートピア京都）

10月28日、11月11日（ハートピア京都）

- ・終活と任意後見 6月24日（京田辺市立社会福祉センター）
- ・主催セミナー「備えとしての成年後見、その他いろいろ」 9月10日（市内）

◎他団体への支援活動

- ・NPO法人市民後見センター印旛への実務指導 1月15日（千葉県佐倉市）
- ・京都市景観まちづくりセンター『寺子屋塾』での講演 1月21日（市内）
- ・精神障害者福祉推進講演会・相談会での成年後見セミナー 1月28日（亀岡市）
- ・NPO法人たすけあい三河 市民後見人養成講座での指導（名古屋市）
3月25日、4月8日、22日、5月13日
9月2日、16日、10月7日、21日
- ・NPO法人心の絆ネットワーク 7月23日（広島市）
- ・第1回「成年後見制度」地域サポーター研究会 7月24日（向日市社会福祉協議会）
- ・丹波で地域後見を考える会での講演 7月29日（兵庫県丹波市）
- ・「権利擁護」と「成年後見制度」勉強会 8月23日（向日ケアセンター回生会議室）
- ・シルバー人材センター「成年後見講座」 9月6日、7日、8日、11日（宇治市）
- ・市民が支える「成年後見制度の展望」講演 11月17日（岐阜市）

◎その他の活動

- ・きょうと地域力アップ応援フェアに出展 3月12日（ゼスト御池）
- ・オリジナル冊子『もっと身近に！ 成年後見』2017年改訂版印刷・発行
- ・法人独自の事業としての『後見相談コールセンター』業務継続
- ・当法人への寄付金を原資に、独自に企画した成年後見制度利用扶助制度『オリーブ・プログラム』サービス開始

2) 京都府北部での活動を強化する目的で設置した亀岡拠点、南丹拠点、向日拠点での後見事務を開始した。

3) 「伝統文化の保存・継承に関する活動」については、休止状態である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
	別紙記載のとおり			13,853円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
	実施しなかった		0円

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。